

これまでの医療保険の加入のしかたによって納め方が違います

平成 20 年度は、これまで加入していた医療保険やその加入のし方によって、保険料の納め方が違います。ご注意ください。

平成 20 年 4 月分から保険料を納める人

●国民健康保険に加入していた人



国民健康保険（または国民健康保険組合）に加入していた人は、平成 20 年 3 月分までは国民健康保険の保険料を納めますが、4 月分からは後期高齢者医療制度の保険料を納めます。

を納めます。

【平成 20 年 3 月分まで】

国民健康保険
の保険料を納付

【平成 20 年 4 月分から】

後期高齢者医療制度
の保険料を納付

- 特別徴収は平成 20 年 4 月から始まります。
- 普通徴収は平成 20 年 7 月から始まります。

●職場の健康保険などに加入していた人



国民健康保険加入者と同様に、4 月分から後期高齢者医療制度の保険料を納めます。ただし国保加入者とは異なり、4 月からの特別徴収はなく、7 月から普通徴収、10 月以降は条件に合えば特別徴収によって保険料を納めます。

条件に合えば特別徴収によって保険料を納めます。

【平成 20 年 3 月分まで】

職場の健康保険など
の保険料を納付

【平成 20 年 4 月分から】

後期高齢者医療制度
の保険料を納付

- 普通徴収は平成 20 年 7 月から始まります。
- 特別徴収は平成 20 年 10 月から始まります。

平成 20 年 10 月分から保険料を納める人

●職場の健康保険などの扶養だった人



職場の健康保険など（被用者保険）の被扶養者だった人も後期高齢者医療制度に加入後は、保険料を納めます。ただし、以下のような、軽減措置があります。

- ①被保険者になった月から 2 年間は保険料の均等割が 5 割軽減され、所得割はかかりません。
- ②平成 20 年 4 月から 9 月分までの保険料は全額免除となり、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月分までの保険料は均等割が 9 割軽減され、所得割もかからない特別措置がとられます。

【被扶養者だった人の保険料の免除・軽減】

所得割保険料	免除	免除	免除
均等割保険料	免除	9 割軽減	5 割軽減
	▲ 平成 20 年 4 月	▲ 平成 20 年 10 月	▲ 平成 21 年 4 月

■説明会を開催します

「後期高齢者医療制度」に関する説明会を右の日程で開催します。申込は不要で、どなたでも自由にご参加いただけますので、「新しい保険制度のことをもっと知りたい」という方はこの機会を是非ご利用ください。

【問い合わせ先】 健康増進課 (☎ 82-1178)

とき	ところ	(時間)
3 月 19 日(水)	保健センター (総合事務所隣接)	(10 時～)
	高泊公民館	(14 時～)
3 月 21 日(金)	本山公民館	(10 時～)
	赤崎公民館	(14 時～)
3 月 24 日(月)	高千帆公民館	(10 時～)
	有帆公民館	(14 時～)
3 月 25 日(火)	小野田公民館	(10 時～)
	須恵公民館	(14 時～)

このページに関する問い合わせ先 | 健康増進課 (☎ 82-1178)